

議案第十号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例  
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和四十五年杉並区条例第二十五号）の  
一部を次のように改正する。

別表二杉並区立荻窪北児童館の項中「杉並区荻窪五丁目一七番八号」を「杉並区荻窪五  
丁目一五番一三号」に改め、同表に付記として次のように加える。

付記 杉並区立荻窪北児童館は、杉並区立消費者センター及び杉並区立すぎなみ環境情  
報館との複合的施設として設置する。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

荻窪北児童館の位置を変更する等の必要がある。